

## 保有個人情報の開示の方法

令和 4 年 3 月 30 日  
個人情報保護委員会事務局長決定  
最終改正令和 5 年 3 月 28 日

個人情報保護委員会における個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 87 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 23 条に基づく保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。ただし、3 から 5 までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、個人情報保護委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、5 に掲げる方法にあつては情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2 に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機により A3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3 に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A1 判若しくは A2 判の用紙に複写したものの交付（3 に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 5 当該文書又は図画の開示の実施をデジタル手続法第 7 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第 2 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

第 3 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

第4 第2及び第3に該当しない電磁的記録のうち、個人情報保護委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録を用紙にカラーで出力したものの交付
- 4 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- 5 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第5 第2から第4までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する開示の実施方法に準じた方法により開示の実施を行う。

#### 附 則

- 1 この決定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 文書又は図画の開示の方法（平成28年2月5日）及び電磁的記録の開示の方法（平成28年2月5日）は廃止する。

#### 附 則

この決定は、令和5年4月1日から適用する。